地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

早期健全化基準未満の地方公共団体

○ 指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標

実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

・ストック指標

将来負担比率
地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

資金不足比率
公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

財政の早期健全化（財政健全化団体）

○ 自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画を策定（議会の議決）
（策定にあたり外部監査の要求を義務付け）
・実施状況を毎年度議会に報告し公表
・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生（財政再生団体）

○ 国等の関与による確実な再生

・財政再生計画を策定（議会の議決）
（策定にあたり外部監査の要求を義務付け）
・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
【同意無】 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
【同意有】 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告

経営健全化基準未満の公営企業

・経営健全化計画を策定（議会の議決）
（策定にあたり外部監査の要求を義務付け）
・実施状況を毎年度議会に報告し公表
・経営健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

公営企業の経営の健全化（経営健全化団体）

（健全財政）←→（財政悪化）

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	道府県：3.75% 市区町村：11.25%～15%	道府県：5% 市区町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市区町村：16.25%～20%	道府県：15% 市区町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市区町村：350%	
資金不足比率（公営企業ごと）	20% 経営健全化基準	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途、設定されている。

※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表